

石川県公報

平成 23 年 12 月 16 日 (金曜日)

号 外

(第 82 号)

目 次

公 告
建設業の営業の停止命令の公告

(監 理 課) 1

公 告

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成23年12月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 処分をした年月日 平成23年12月14日
- 処分を受けた者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号
 - ア 商 号 株式会社 新出組
イ 代表者の氏名 新出 勝
ウ 主たる営業所の所在地 輪島市河井町21部64番地の2
エ 許 可 番 号 石川県知事許可（般・特 - 22）第528号
 - ア 商 号 株式会社 里谷組
イ 代表者の氏名 里谷 光弘
ウ 主たる営業所の所在地 輪島市塚田町2部14番地
エ 許 可 番 号 石川県知事許可（特 - 19）第1733号
 - ア 商 号 株式会社 上野組
イ 代表者の氏名 上野 吉夫
ウ 主たる営業所の所在地 輪島市河井町20部1番地の47
エ 許 可 番 号 石川県知事許可（般・特 - 21）第851号
 - ア 商 号 表建設 株式会社
イ 代表者の氏名 表 孝作
ウ 主たる営業所の所在地 輪島市門前町走出6の67番乙地
エ 許 可 番 号 石川県知事許可（般・特 - 23）第9868号
 - ア 商 号 宮下建設 株式会社
イ 代表者の氏名 越渡 伸廣
ウ 主たる営業所の所在地 輪島市門前町走出3の50番地
エ 許 可 番 号 石川県知事許可（般・特 - 19）第1531号
 - ア 商 号 株式会社 上田組
イ 代表者の氏名 尾形 成雄
ウ 主たる営業所の所在地 輪島市小伊勢町下島田13番地1
エ 許 可 番 号 石川県知事許可（般・特 - 21）第9894号
 - ア 商 号 森土木工業 株式会社
イ 代表者の氏名 森 正次
ウ 主たる営業所の所在地 輪島市房田町7字36番地

- 工 許 可 番 号 石川県知事許可 (般・特 - 19) 第7978号
(8)ア 商 号 河内建設 株式会社
イ 代表者の氏名 河内 多津子
ウ 主たる営業所の所在地 輪島市門前町道下わの94番地
工 許 可 番 号 石川県知事許可 (般・特 - 22) 第12888号
(9)ア 商 号 刀祢建設 株式会社
イ 代表者の氏名 刀祢 利雄
ウ 主たる営業所の所在地 輪島市町野町西時国鳥毛43番 1 地
工 許 可 番 号 石川県知事許可 (般・特 - 18) 第4958号
(10)ア 商 号 山下建設 株式会社
イ 代表者の氏名 山下 覺
ウ 主たる営業所の所在地 輪島市門前町南ラの13番地 1
工 許 可 番 号 石川県知事許可 (特 - 20、般 - 23) 第9933号
(11)ア 商 号 阿知建設 株式会社
イ 代表者の氏名 阿知 克弘
ウ 主たる営業所の所在地 輪島市町野町粟蔵二部80番地10
工 許 可 番 号 石川県知事許可 (般・特 - 21) 第2138号
(12)ア 商 号 株式会社 中嶋建設
イ 代表者の氏名 中嶋 伸一
ウ 主たる営業所の所在地 輪島市里町 4 部58番地の 1
工 許 可 番 号 石川県知事許可 (般 - 22) 第5451号
(13)ア 商 号 株式会社 林工務店
イ 代表者の氏名 林 雅彦
ウ 主たる営業所の所在地 輪島市門前町清水 1 の25番地
工 許 可 番 号 石川県知事許可 (般 - 23) 第477号
(14)ア 商 号 株式会社 辻組
イ 代表者の氏名 辻 宏之
ウ 主たる営業所の所在地 輪島市河井町17部45番地
工 許 可 番 号 石川県知事許可 (般 - 21) 第2155号
(15)ア 商 号 六郎木建設 株式会社
イ 代表者の氏名 六郎木 茂
ウ 主たる営業所の所在地 輪島市門前町鷓山 7 の 6 番地
工 許 可 番 号 石川県知事許可 (般・特 - 22) 第11101号
(16)ア 商 号 畠中建設 株式会社
イ 代表者の氏名 畠中 周誠
ウ 主たる営業所の所在地 輪島市門前町浦上チの76番地
工 許 可 番 号 石川県知事許可 (般 - 21) 第14488号
(17)ア 商 号 株式会社 田中組
イ 代表者の氏名 田中 伸一郎
ウ 主たる営業所の所在地 輪島市稲屋町 1 字61番地 2
工 許 可 番 号 石川県知事許可 (般 - 22) 第1040号
(18)ア 商 号 株式会社 喜多組
イ 代表者の氏名 竹林 耿郎
ウ 主たる営業所の所在地 輪島市大野町鶴ヶ池48番地の 8
工 許 可 番 号 石川県知事許可 (特 - 19) 第1720号
(19)ア 商 号 三浦建設
イ 代表者の氏名 三浦 雄幸
ウ 主たる営業所の所在地 輪島市門前町道下 7 の109甲番地

工 許 可 番 号 石川県知事許可(般-19)第1593号

(20)ア 商 号 株式会社 中谷土建

イ 代表者の氏名 中谷 重盛

ウ 主たる営業所の所在地 輪島市山岸町る部32番地

工 許 可 番 号 石川県知事許可(般-19)第11294号

(21)ア 商 号 株式会社 宝建設

イ 代表者の氏名 平向 基

ウ 主たる営業所の所在地 輪島市門前町俊兼3の2番地

工 許 可 番 号 石川県知事許可(般-19)第1642号

(22)ア 商 号 玉木運送 株式会社

イ 代表者の氏名 玉木 明夫

ウ 主たる営業所の所在地 輪島市稲屋町1字55番地の2

工 許 可 番 号 石川県知事許可(般-23)第7747号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

(注1) 「土木工事業に関する営業」とは、発注者から直接土木一式工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が土木一式工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。

(注2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

(注3) 「民間工事」とは、(注2)以外の建設工事をいう。

(注4) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

(2) 期間 平成23年12月16日から平成24年1月14日までの30日間

4 処分の原因となった事実

2(1)から(22)までの処分を受けた者は、石川県及び輪島市発注の土木一式工事に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、同法第7条第2項の規定に基づき、公正取引委員会から平成23年10月6日に排除措置命令を受け、同命令が確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当すると認められる。

1 処分をした年月日 平成23年12月14日

2 処分を受けた者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号

(1)ア 商 号 株式会社 丸中組

イ 代表者の氏名 中市 勝也

ウ 主たる営業所の所在地 珠洲市上戸町南方い字51番地

工 許 可 番 号 石川県知事許可(般・特-23)第243号

(2)ア 商 号 株式会社 西中建設

イ 代表者の氏名 西中 順治

ウ 主たる営業所の所在地 鳳珠郡能登町字松波29字78番地の2

工 許 可 番 号 石川県知事許可(般・特-19)第16554号

(3)ア 商 号 三和建設 株式会社

イ 代表者の氏名 田中 輝子

ウ 主たる営業所の所在地 珠洲市野々江町シの部78番地の1

工 許 可 番 号 石川県知事許可(般・特-19)第1901号

- (4)ア 商 号 株式会社 門寺建設
イ 代表者の氏名 門寺 巧
ウ 主たる営業所の所在地 珠洲市長橋町12字17番地 1
エ 許 可 番 号 石川県知事許可 (般・特 - 22) 第5560号
- (5)ア 商 号 株式会社 鼎建設
イ 代表者の氏名 小間 望
ウ 主たる営業所の所在地 鳳珠郡能登町字藤波19字108番地
エ 許 可 番 号 石川県知事許可 (般 - 23) 第7308号
- (6)ア 商 号 柳田建設 株式会社
イ 代表者の氏名 駒寄 美和子
ウ 主たる営業所の所在地 鳳珠郡能登町字当目口字64番地 1
エ 許 可 番 号 石川県知事許可 (般・特 - 22) 第3496号
- (7)ア 商 号 北能産業 株式会社
イ 代表者の氏名 福池 正人
ウ 主たる営業所の所在地 鳳珠郡能登町字柳田仁部72番 2 地
エ 許 可 番 号 石川県知事許可 (般・特 - 23) 第440号
- (8)ア 商 号 株式会社 森井組
イ 代表者の氏名 時兼 康明
ウ 主たる営業所の所在地 珠洲市若山町火宮 7 の部 1 番地
エ 許 可 番 号 石川県知事許可 (般・特 - 22) 第8514号
- (9)ア 商 号 株式会社 谷口建設
イ 代表者の氏名 谷口 永一郎
ウ 主たる営業所の所在地 珠洲市宝立町金峰寺 8 字19番地
エ 許 可 番 号 石川県知事許可 (般・特 - 18) 第701号
- (10)ア 商 号 株式会社 のとさく
イ 代表者の氏名 明星 奈智子
ウ 主たる営業所の所在地 珠洲市上戸町北方い部31番地 1
エ 許 可 番 号 石川県知事許可 (般・特 - 23) 第213号
- (11)ア 商 号 鈴平建設 株式会社
イ 代表者の氏名 池崎 義典
ウ 主たる営業所の所在地 鳳珠郡能登町字宇出津山分 2 字93番地
エ 許 可 番 号 石川県知事許可 (般・特 - 19) 第1636号
- (12)ア 商 号 能登建設 株式会社
イ 代表者の氏名 矢野 好二
ウ 主たる営業所の所在地 珠洲市三崎町宇治ヨ部129番地 1
エ 許 可 番 号 石川県知事許可 (般・特 - 18) 第534号
- (13)ア 商 号 株式会社 青木産業
イ 代表者の氏名 青木 星一
ウ 主たる営業所の所在地 鳳珠郡能登町字斉和の部 5 番地
エ 許 可 番 号 石川県知事許可 (般 - 22) 第12984号
- (14)ア 商 号 有限会社 中塚組
イ 代表者の氏名 中塚 昭三
ウ 主たる営業所の所在地 珠洲市宝立町鶴飼卯の部18番地の 5
エ 許 可 番 号 石川県知事許可 (般・特 - 19) 第1711号
- (15)ア 商 号 藤田建設運送 有限会社
イ 代表者の氏名 藤田 東洋昭
ウ 主たる営業所の所在地 鳳珠郡能登町字宇出津二字27番地
エ 許 可 番 号 石川県知事許可 (般 - 19) 第1109号

- (16)ア 商 号 寺西建設 株式会社
イ 代表者の氏名 寺西 芳光
ウ 主たる営業所の所在地 鳳珠郡能登町字柳田梅26番地 1
エ 許 可 番 号 石川県知事許可 (般 - 19、般 - 21) 第4159号
- (17)ア 商 号 株式会社 サンテック
イ 代表者の氏名 林 義雄
ウ 主たる営業所の所在地 鳳珠郡能登町字布浦コ字21番地
エ 許 可 番 号 石川県知事許可 (般・特 - 19) 第8003号
- (18)ア 商 号 株式会社 鍛冶建設
イ 代表者の氏名 鍛冶 秀雄
ウ 主たる営業所の所在地 珠洲市正院町小路と44番地 2
エ 許 可 番 号 石川県知事許可 (般・特 - 18) 第9496号
- (19)ア 商 号 須美矢建設 株式会社
イ 代表者の氏名 中谷 宣章
ウ 主たる営業所の所在地 鳳珠郡能登町字鶴川25字 5 ノ 5 番地
エ 許 可 番 号 石川県知事許可 (特 - 23) 第11024号
- (20)ア 商 号 有限会社 ケイ・エム・ティ
イ 代表者の氏名 小又 久一郎
ウ 主たる営業所の所在地 鳳珠郡能登町字藤波17字13番地
エ 許 可 番 号 石川県知事許可 (般 - 18) 第13597号
- (21)ア 商 号 有限会社 渡瀬建設
イ 代表者の氏名 渡瀬 時信
ウ 主たる営業所の所在地 鳳珠郡能登町字当目24字33番地
エ 許 可 番 号 石川県知事許可 (般 - 22) 第10747号
- (22)ア 商 号 有限会社 共栄建設
イ 代表者の氏名 井頭 孝一
ウ 主たる営業所の所在地 珠洲市馬縹町17字21番地
エ 許 可 番 号 石川県知事許可 (般 - 23) 第12106号
- (23)ア 商 号 有限会社 吉田土建
イ 代表者の氏名 吉田 桂八子
ウ 主たる営業所の所在地 鳳珠郡能登町字石井へ部67番地 1
エ 許 可 番 号 石川県知事許可 (般 - 20) 第12927号
- (24)ア 商 号 株式会社 蔦土木
イ 代表者の氏名 蔦 茂
ウ 主たる営業所の所在地 鳳珠郡能登町字鶴川20字 1 番地 1
エ 許 可 番 号 石川県知事許可 (般 - 20) 第15711号
- (25)ア 商 号 大東建設 株式会社
イ 代表者の氏名 白坂 政治
ウ 主たる営業所の所在地 鳳珠郡穴水町字川島口10番地 1
エ 許 可 番 号 石川県知事許可 (般 - 22) 第10029号
- (26)ア 商 号 有限会社 和光建設
イ 代表者の氏名 表 俊一
ウ 主たる営業所の所在地 鳳珠郡能登町字松波23字30番地 2
エ 許 可 番 号 石川県知事許可 (般 - 19) 第1167号
- (27)ア 商 号 有限会社 平蔵建設
イ 代表者の氏名 平蔵 國政
ウ 主たる営業所の所在地 珠洲市上戸町北方31部 7 番地 1
エ 許 可 番 号 石川県知事許可 (般 - 19、般・特 - 21) 第11380号

- (28)ア 商 号 藏谷工務店 株式会社
イ 代表者の氏名 藏谷 守
ウ 主たる営業所の所在地 鳳珠郡穴水町字鹿波54字31番地甲
エ 許 可 番 号 石川県知事許可 (般 - 19) 第10355号
- (29)ア 商 号 興信工業 株式会社
イ 代表者の氏名 室谷 信子
ウ 主たる営業所の所在地 鳳珠郡能登町字時長45字65番地
エ 許 可 番 号 石川県知事許可 (般・特 - 19) 第1757号
- (30)ア 商 号 伸栄建設 株式会社
イ 代表者の氏名 塩谷 吉勝
ウ 主たる営業所の所在地 鳳珠郡穴水町字志ヶ浦 2 の49番地 1
エ 許 可 番 号 石川県知事許可 (般 - 22) 第8365号
- (31)ア 商 号 有限会社 高安重機
イ 代表者の氏名 高安 浩世
ウ 主たる営業所の所在地 輪島市町野町川西へ部92番地
エ 許 可 番 号 石川県知事許可 (般 - 22) 第10870号
- (32)ア 商 号 札木建設
イ 代表者の氏名 札木 元
ウ 主たる営業所の所在地 鳳珠郡能登町字藤波13字 1 - 1
エ 許 可 番 号 石川県知事許可 (般 - 19) 第8020号
- (33)ア 商 号 株式会社 船本建設
イ 代表者の氏名 船本 直人
ウ 主たる営業所の所在地 輪島市鳳至町袖ヶ浜 1 番地 4
エ 許 可 番 号 石川県知事許可 (般 - 22) 第12928号
- (34)ア 商 号 宝成工建 株式会社
イ 代表者の氏名 鳥元 千秋
ウ 主たる営業所の所在地 鳳珠郡能登町字宮犬11字 2 番地 2
エ 許 可 番 号 石川県知事許可 (般 - 22) 第3456号
- (35)ア 商 号 有限会社 干場重機建設
イ 代表者の氏名 干場 輝昭
ウ 主たる営業所の所在地 鳳珠郡能登町字鴨川 4 部 1 番地
エ 許 可 番 号 石川県知事許可 (般 - 19) 第7848号
- (36)ア 商 号 有限会社 宮口建設
イ 代表者の氏名 棚田 郁
ウ 主たる営業所の所在地 鳳珠郡能登町字当目八部19番地 1
エ 許 可 番 号 石川県知事許可 (般 - 18) 第11258号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

(注1) 「土木工事業に関する営業」とは、発注者から直接土木一式工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が土木一式工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。

(注2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

(注3) 「民間工事」とは、(注2)以外の建設工事をいう。

(注4) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2

条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

(2) 期間 平成23年12月16日から平成24年1月14日までの30日間

4 処分の原因となった事実

2(1)から(3)までの処分を受けた者は、石川県発注の土木一式工事に關し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、同法第7条第2項の規定に基づき、公正取引委員会から平成23年10月6日に排除措置命令を受け、同命令が確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当すると認められる。

- 1 処分をした年月日 平成23年12月14日
- 2 処分を受けた者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号
 - (1) 商 号 有限会社 小磯組
 - (2) 代表者の氏名 小磯 浩
 - (3) 主たる営業所の所在地 輪島市堀町14字1番地2
 - (4) 許 可 番 号 石川県知事許可(般-19)第12608号
- 3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

土木工事業に關する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの(注1)「土木工事業に關する営業」とは、発注者から直接土木一式工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が土木一式工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。

(注2)「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に關する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

(注3)「民間工事」とは、(注2)以外の建設工事をいう。

(注4)「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に關する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

(2) 期間 平成23年12月16日から同月30日までの15日間

4 処分の原因となった事実

2の処分を受けた者は、石川県及び輪島市発注の土木一式工事に關し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、同法第7条第2項の規定に基づき、公正取引委員会から平成23年10月6日に排除措置命令を受け、同命令が確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当すると認められる。

- 1 処分をした年月日 平成23年12月14日
- 2 処分を受けた者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号
 - (1)ア 商 号 昭和建設 株式会社
イ 代表者の氏名 白米 達郎
ウ 主たる営業所の所在地 鳳珠郡穴水町字川島レ110番地の1
エ 許 可 番 号 石川県知事許可(特-23)第345号
 - (2)ア 商 号 有限会社 新出組
イ 代表者の氏名 新出 昭夫
ウ 主たる営業所の所在地 珠洲市熊谷町11の部15番地
エ 許 可 番 号 石川県知事許可(般-23)第16324号
 - (3)ア 商 号 有限会社 能都左官
イ 代表者の氏名 堂上 登

ウ 主たる営業所の所在地 鳳珠郡能登町字宮地1字2番地

工 許 可 番 号 石川県知事許可(般-19)第6312号

(4)ア 商 号 有限会社 松木産業

イ 代表者の氏名 松木 芳枝

ウ 主たる営業所の所在地 鳳珠郡能登町字宮地3字87番地

工 許 可 番 号 石川県知事許可(般-19・22)第13211号

(5)ア 商 号 有限会社 宮田組

イ 代表者の氏名 宮田 和子

ウ 主たる営業所の所在地 鳳珠郡能登町字藤ノ瀬52字108番地

工 許 可 番 号 石川県知事許可(般-19)第12738号

(6)ア 商 号 有限会社 森忠建設

イ 代表者の氏名 橋本 兵衛

ウ 主たる営業所の所在地 鳳珠郡能登町字本木8字20番地

工 許 可 番 号 石川県知事許可(般-22)第10748号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

(注1) 「土木工事業に関する営業」とは、発注者から直接土木一式工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が土木一式工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。

(注2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

(注3) 「民間工事」とは、(注2)以外の建設工事をいう。

(注4) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

(2) 期間 平成23年12月16日から同月30日までの15日間

4 処分の原因となった事実

2(1)から(6)までの処分を受けた者は、石川県発注の土木一式工事に關し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、同法第7条第2項の規定に基づき、公正取引委員会から平成23年10月6日に排除措置命令を受け、同命令が確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当すると認められる。

1 処分をした年月日 平成23年12月14日

2 処分を受けた者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号

(1) 商 号 有限会社 清廣園緑化

(2) 代表者の氏名 廣野 拓雄

(3) 主たる営業所の所在地 輪島市門前町広岡10の8番地

(4) 許 可 番 号 石川県知事許可(般-21)第14337号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

(注1) 「土木工事業に関する営業」とは、発注者から直接土木一式工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が土木一式工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。

(注2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法人

(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

(注3) 「民間工事」とは、(注2)以外の建設工事をいう。

(注4) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

(2) 期間 平成23年12月16日から同月30日までの15日間

4 処分の原因となった事実

2の処分を受けた者は、輪島市発注の土木一式工事に關し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、同法第7条第2項の規定に基づき、公正取引委員会から平成23年10月6日に排除措置命令を受け、同命令が確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当すると認められる。

1 処分をした年月日 平成23年12月14日

2 処分を受けた者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号

(1) 商 号 下澤建設 株式会社

(2) 代表者の氏名 下澤 孝二

(3) 主たる営業所の所在地 輪島市門前町清水18の18番地

(4) 許 可 番 号 石川県知事許可(般-22)第14860号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

(注1) 「土木工事業に関する営業」とは、発注者から直接土木一式工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が土木一式工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。

(注2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

(注3) 「民間工事」とは、(注2)以外の建設工事をいう。

(注4) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

(2) 期間 平成23年12月16日から同月30日までの15日間

4 処分の原因となった事実

2の処分を受けた者は、公正取引委員会から平成23年10月6日に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条の2第18項の規定に基づく通知を受け、石川県及び輪島市が発注する土木一式工事について独占禁止法違反行為があったとされた。

このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当すると認められる。

